

別紙 1

柔道整復師の施術を受けるとき

接骨院や整骨院等で柔道整復師の施術を受ける場合、**国民健康保険の使用に制限があります。**
施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けるようにしてください。

保険証が使える場合

- 外傷性の打撲・捻挫（肉離れを含む）
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要です）

保険証が使えない場合

【全額自己負担となります】

- 日常生活における単純な疲労や肩こり・腰痛・体調不良等
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛みなど
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- 仕事や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付となります）

鍼灸師の施術を受けるとき

はり・きゅう・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合は、医師の同意書または診断書を提出することで、国民健康保険を利用することができます。

はり・きゅうの場合

- リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症など

マッサージの場合

- 関節拘縮、筋麻痺など

※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術になります。関節が自由に動かなかつたり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば国民健康保険の対象となります。